

平成23年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものについては最も近い根拠法令と適用類型に置き換えています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
県民活動生活課	公募提案型活動基盤整備等事業委託	公募提案型活動基盤整備等事業委託	平成23年11月1日	おおつ環境フォーラム	5,000,000	当事業は、県内のNPO等から応募のあった企画案から、運営委員会で採用された事業をその提案団体に対して委託するものであり、契約内容に代替性がなく競争入札に適さないため。	2号	4
文化振興課	びわ湖ホール施設整備業務委託	びわ湖ホールにおける施設整備(照明設備ムービングライト化)	平成23年10月17日	公益財団法人びわ湖ホール	52,999,000	下記理由により(公財)びわ湖ホール以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ
文化振興課	平成23年度希望が丘文化公園施設整備事業(その6)	青年の城非常用発電設備改修工事	平成23年11月11日	財団法人滋賀県文化振興事業団	5,500,000	下記理由により(財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ
文化振興課	県立文化施設整備事業委託(その5)	文化産業交流会館の施設整備委託(トイレ改修工事)	平成23年11月16日	財団法人滋賀県文化振興事業団	6,000,000	下記理由により(財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ